

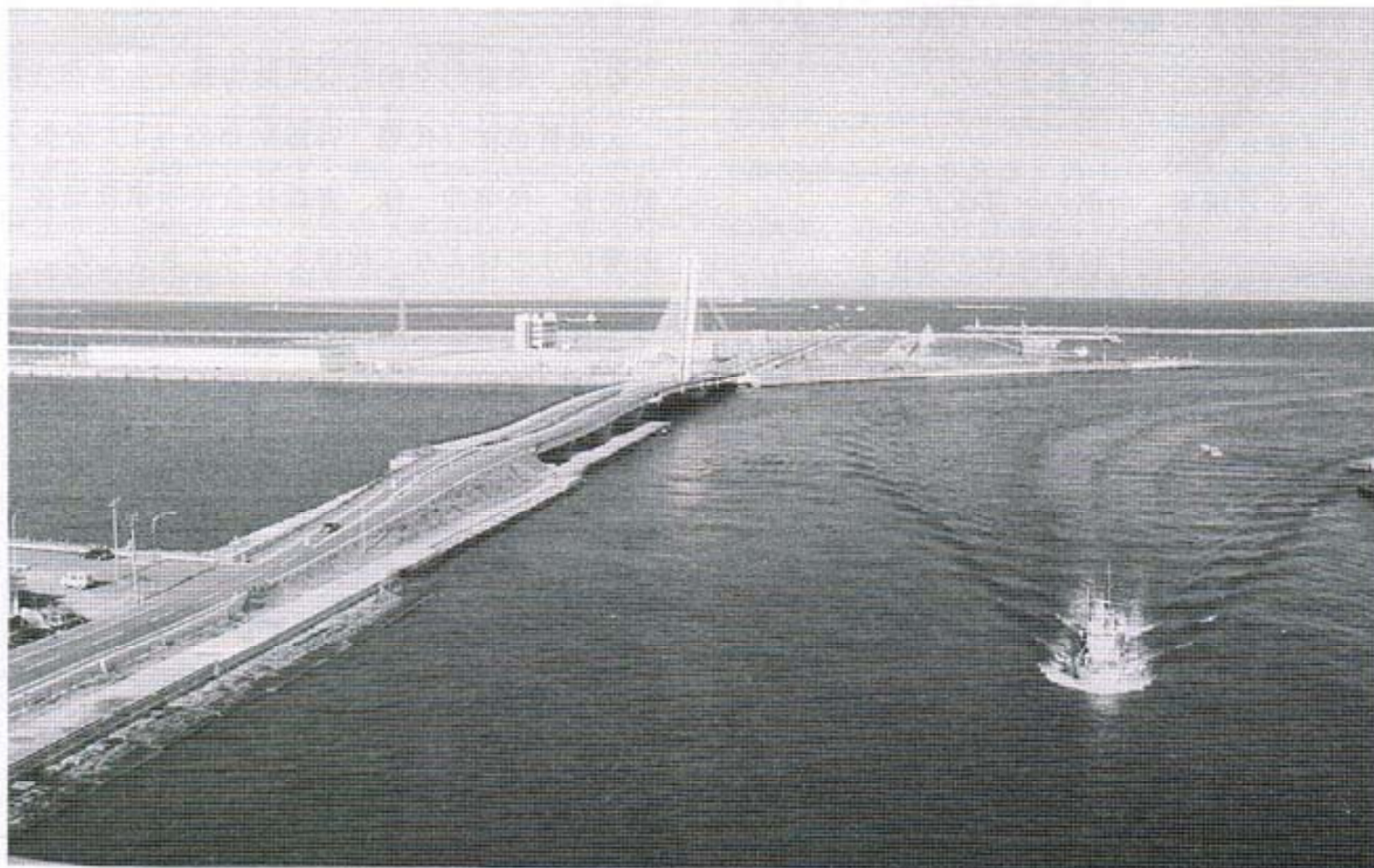
社会保険労務士 会報 あ お も り

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 空津ビル2F TEL.017(773)5179 FAX(775)1428 編集 総務広報委員会

第27回通常総会

開催される！

～ 佐々木孝典氏、続投へ～



八戸シーガルブリッジ 撮影：坂下武治

平成17年度第27回通常総会を開催

平成17年度通常総会が去る6月7日、ホテル青森において会員総数195名中、出席会員72名、委任状提出会員63名のもと、午後3時から開催されました。

山岸副会長の司会により進められ、藤田副会長の開催宣言後、物故会員に対する黙祷が行われ、佐々木会長の挨拶、ご来賓のご祝辞があり、続いて議長に中村甲子男氏（八戸支部）、副議長に木村勝嗣氏（青森支部）を選任し、両氏の挨拶の後、議事録署名人選任について諮り、伊藤鐵雄氏、新保芳雄氏（共に青森支部）を選任して議案の審議に入った。

第1号議案 平成16年度事業報告

第2号議案 平成16年度決算報告

監査報告

以上の議案を一括審議し、会員から総合労働相談活動、行政機関への協力活動の選定基準選定方法、会費の集め方について質問、要望がありました。承認可決されました。

引き続き、

第3号議案 会則の一部改正案

〔役員定数の改正〕

規約の中で各支部という位置付けがどうなっているのか、常任理事会が三役会でなければいけないのか、役員の構成に関して質問、要望がありましたが、原案どおり承認されました。

第4号議案 会則一部改正案

〔社労士法改正に伴う改正〕

出席会員全員の賛成で承認されました。

第5号議案 平成17年度事業計画案

第6号議案 平成17年度予算案

以上の議案を一括審議し、会員より研修の講師を中央より呼べないものか、予算の雑収入、研修費等に質問、要望がありましたが、原案どおり承認されました。

第7号議案 役員改選に関する件

役員選考委員長より理事並びに監事候補者名の発表があり、提案どおり承認され、引き続き新役員により理事会を開催し、三役が選任されました。

なお、来賓の全国社会保険労務士会連合会長大槻哲也様（代理 斉藤総務部長）、青森労働局長 樺葉伸一様、青森社会保険事務局長岡崎也寸志様よりご祝辞をいただきました。



佐々木会長挨拶

第27回青森県社会保険労務士会通常総会を開催するにあたり一言ごあいさつを申し上げます。

常日頃から、県会の運営につきましては会員の皆様方には、格段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

また、連合会をはじめ労働、社会保険行政当局には日頃のご指導ご鞭撻に深く感謝申し上げます。

本日は、皆様ご多忙のところご臨席をいただき重ねてお礼を申し上げます。

昨年度は、制度発足35周年という節目の年にあたり皆様とともにお祝いの式典を挙行了したことはまだ記憶に新しいところです。この間諸先輩の血のにじむような努力によりようやくここまでたどりついたものと考えます。

時あたかも昨年は、裁判外紛争解決法が成立し、私ども年来の悲願でありました司法界への参入が実現しました。これに呼応して現在衆議院において「社会保険労務士法改正案」が審議中であります。会期はあと数日を残すだけとなりましたが成立は確実と思っているところであります。このあと、司法参入の担保として「特定社会保険労務士」制度が導入されます。今年度はそのための研修など環境整備が図られるものと思います。ひとりでも多くの会員が恩恵を受けられるよう期待するところであります。

地元青森簡裁からは、昨年、今年と「調停委員」の推薦依頼が連続してあります。これは、労働問題の事件が増加していることを示していることはもちろんであります。私ども社会保険労務士の存在が司法界においても認められた結果であろうと考えるところであります。

さて、この機会にもう一点申し上げたいと思います。それは、行政における環境の変化であります。厚生労働省は、今年度はじめに社会保険業務の市場化テストのモデル事業を発表しました。すでにご存知のように、東京都においては「社会保険の適用促進業務」の入札が終わり、東京都社会保険労務士会が落札いたしました。

本県では、「弘前社会保険事務所管内の国民年金保険料未納者解消業務」が対象とされました。私どもは、法に基づく公法人であることとこれら業務のプロであることを考え合わせると組織としてはなかなか難しい問題であろうと認識しております。いずれ入札の内容が発表されますが、そのときこそ私どもの力が試されるでありましょうから、一致団結してことにあたらなければならないと考えます。

今回役員定数の見直しをおこないました。この団体も誕生して40歳になろうとしております。「長期計画検討委員会」の1年余にわたる審議の結果、昨年11月答申をいただき、それに基づき検討を重ね今回の改正案として皆様に提案をお示した次第です。どうか、忌憚のないご意見をいただき有意義な総会とされるよう願って私のあいさつといたします。

来賓祝辞

全国社会保険労務士会連合会
会長 大槻 哲也

本日、青森県社会保険労務士会平成17年度通

常総会が盛大に開催されますことを心よりお祝申し上げます。

佐々木会長並びに役員を始め会員の皆様方には、平素から連合会の会務運営につきまして多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、三つの大きな目標を掲げ、会員の皆様方と力を合わせて、その実現に向けて

全力で取り組んでいくことをお約束いたしました。

先ず、第一は、司法制度改革です。

司法制度改革では、裁判外紛争処理制度（ADR）への参入を成し遂げることが目標でしたが、ご承知のとおり昨年の11月26日の司法制度改革推進本部決定により、社会保険労務士に裁判外紛争解決手続代理（ADR代理）及び社会保険労務士法制定依頼の懸案でありました23条の労働争議介入禁止規定の削除が認められることとなり、社会保険労務士は、都道府県労働局の紛争調整委員会等の行政型ADR機関及び厚生労働大臣が指定する民間型ADR機関においてADR代理を行うことにより、和解交渉の代理及び和解契約の締結等を行うことができることとなりました。

現在、同本部決定を社会保険労務士の業務とするための社会保険労務士法の一部改正案が政府提案により第162回通常国会に上程されており、既に参議院では可決され、衆議院での審議待ちの状況にありましたが、明8日の参議院厚生労働委員会において審議されることとなり、私が参考人として出席する予定となっております。

このようなことからいたしますと、今国会で改正法案が成立することが確実となり、会員の皆様方と喜びをともにいたしたいと存じます。

今回の改正案が成立し、社会保険労務士がADR代理を行うことができることとなれば、社会保険労務士制度の37年間の歴史のなかで、正に画期的なことであり、昨年成立した裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）に基づき、都道府県の総合労働相談所を法務大臣認証のADR機関とし、両者が合わせて機能すれば、国民とりわけ中小企業の労使双方にとって役立つ制度となり、社会保険労務士制度発展の大きな礎となると思います。

ADR代理に必要な能力担保措置の検討が連合会で行われており、9月にその報告が行われ

る予定ですが、連合会といたしましては、今まで培ってきた社会保険労務士の人事労務管理の能力を最大限考慮したものにするよう求めています。

第二は、電子申請の推進です。

電子申請を推進するため、一昨年より、都道府県会の開業会員等の七割の加入を目標に、電子証明書の発行の申請をお願いしてまいりました。

都道府県会のご努力により、4月末現在で、5,557人にご加入いただき、加入率は、目標の46.3%に達しました。しかし、会別に見ますと加入率50%を超えているのが21会ありますが一方、30%未満が8県会あります。

昨今の規制改革・民間開放推進会議等の動向からして、再び土業の垣根を撤廃する議論が起きないとも限りませんので、その前に、先手必勝で労働社会保険関係の電子申請を社会保険労務士の確固たる業務とし、他に追従を許さないものにしていく必要があります。

幸い、厚生労働省及び社会保険庁との交渉の結果、事業主電子署名の省略が、社会保険関係では、今後の本格実施に向け、算定基礎届等の一部届出について、山形県、福井県及び香川県においてモデル実施されることとなりました。労働保険関係でも、年度更新等の具体的実施に向けて鋭意検討が行われているところであります。

このように本格的に電子申請が行える見通しとなりましたので、この機会に是非電子証明書の取得をお願いいたします。

第三は、関与率のアップです。

関与率の向上のためのアクションプランにつきましては、昨年の10月にお示しいたしたところであり、都道府県会におかれましては、このアクションプランに基づき、既に本年度の事業計画で具体的な行動計画を策定されていることと存じますが、連合会といたしましても、都道

府県会と協力してこのアクションプランを忠実に実行し、関与率向上のための環境を整えていきたいと考えています。

また、アクションプランの実施状況につきましては、本年度調査を行い、都道府県会の取組みのなかで、実効性の高い方法等、参考となる事例がありましたら、お示しし、会員の皆様方と力を併せて関与率向上に向けての取組みを進めてまいりたいと思います。

社会保険労務士は、現在約二万九千人で、本年で三万人に達する見込みですが、その三万人の社会保険労務士が社会保険労務士になってよかったという気持ちで業務に精励できる環境を創ることこそが、連合会の役割であり、そのため連合会役員及び職員一同邁進いたす所存ですが、我々だけではそれを成し遂げることはできません。

あくまでも会員の皆様方の協力があればこそ
できることであり、主役は会員の皆様方です。

そのためには、連合会、都道府県会そして会員の方々が一致団結して、先に挙げました三つの重点施策に取り組み、それを成就させることです。

私は、これが成就すれば、平成19年4月から施行が予定されているADR代理業務と合わせて、社会保険労務士制度は大きく飛躍するものと確信いたしております。

また、そのためには、社会保険労務士としての職業倫理の遵守が欠かせないものと思います。

月刊社会保険労務士4月号に、職業倫理についての私の所信を述べさせていただきましたが、今一度それをお目通しいただき、一人一人がそれを自覚し、社会保険労務士業界の発展のためご努力いただくようお願いいたします。

最後に、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心より祈念いたしまして私のお祝いの言葉といたします。

来 賓 祝 辭

青森労働局
局長 榎葉 伸一

厚生労働省青森労働局長の樺葉でございます。
青森県社会保険労務士会の第27回通常総会にあ
たりまして一言お祝いをのこたばを申し述べさ
せていただきます。

皆様におかれましては、常日頃より厚生労働行政の推進につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜っております。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本総会におかれましては、多数の会員の方々が出席されておると思っております。貴会運営に関する皆様の熱気が伝わってくると感じております。また後で関連で建設的にご意見が交わ

されるものと存じ上げます。

私どもが行政を推進するに当たりましては、企業と行政との太いパイプ役として社会保険労務士の皆様方の御尽力が必要不可欠であると考えております。今後とも貴会との連携を一層密にしたいと考えております。

さて、一般的な話をするわけですが、我が国経済は、最近GDPの発表がありまして日本全体としてなかなかよろしいのではないかと、そういった経済情勢にありますが、本県はどうであらうかと、これは日本銀行青森支店に聞いてみましても足踏み状態にあると言うことでございます。

この足踏み状態と言うのは、非常に面白い日本語であるわけですが、これに英語に訳すと訳せないのですね。昔そういった仕事をやっていたのですが、経済は足踏み状態にあるというのはどういった意味であるのかと言うことは非常

掲げています。

具体的な取組として、適用に関しましては、①未適用事業所数の正確な把握と適用促進及び職権適用の実施、②適正な届書を促進するため適用事業所の25%以上を対象に事業所調査を行うこととしています。

平成16年度は、社会保険労務士の皆さんの協力により巡回説明を1,425件実施することが出来ました。この場をお借りしお礼申し上げます。

本年度においても、協力をお願いすることとなると思いますのでその際は、よろしくお願い申し上げます。

また、4月20日からハローワークで事業主からの求人申込み時に社会保険加入に係る求人条件の確認を行い必要に応じて、社会保険事務所への相談を勧奨するなど、社会保険制度に関する事業主への周知、啓発活動を開始しているところです。

保険料収入に関しましては、健康保険97.3%以上、厚生年金97.9%以上、船員保険91.1%以上が今年の収納率の数値目標であります。

保険給付に関しては、医療費の適正化とともに、傷病手当金等の現金給付について、請求書受け付けから支給決定通知書が請求者へ届くまでの処理日数を3週間以内とするとともに、年金給付については、年金証書が届くまでの処理日数を2ヵ月以内としています。

また、国民年金の適用については、住民基本台帳ネットワークにより把握した20歳到達者全員を完全適用することにより、未加入者の発生を防止し、基礎年金番号により被保険者記録を正確に把握することとしています。

また、皆様へのお願いとなりますが、委託事業所から社員の社会保険への加入申込みがございましたら、その社員の老後の所得保障のこともございますので、国民年金に未加入または未納がありましたら、ご指導頂きますようお願いいたします。

国民年金保険料の納付率については、平成19年度までに80%とする中期目標達成に向けて、本年度の納付率数値目標を、15年度の63.4%に6.1ポイント上回る69.5%としております。

個人情報保護法が4月1日全面施行され、同法に規定される個人情報取扱者の義務の遵守が求められており、社会保険庁改革の重要な柱の一つである個人情報保護の徹底に努めることとしております。

皆様方をお願いでございますが、社会保険事務所から送付される届書の中には、基本情報等が収録されているものもあり「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の趣旨を踏まえ各事業主から同意書を徴取して頂きますようお願いいたします。

皆様方には、事業所の適用拡大、年金相談等多岐にわたり社会保険事業の推進にご協力をいただいているところであり、今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

これらの事業を円滑かつ効果的に進めるにあたり、貴会並びに会員の皆様方におかれましては、様々な機会を通じ、被保険者、事業主の方々の理解と関心を深めていただくことが重要であり、従来にも増してご協力ご支援をお願い申し上げます。

今後とも、社会保険労務士の皆さんの業務がさらに県民の信頼に答えるべく、一層のご尽力を賜りますよう、さらなるご活躍を心よりご期待申し上げます。

最後に、青森県社会保険労務士会の、ますますのご発展とご列席の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



青森県社会保険労務士会の新役員決まる

6月7日開催されました通常総会及び6月29日開催の理事会において、次のとおり、新し

い執行体制が決定され、今後の活動が確認されました。

役職名	氏 名	支部名	摘 要	役職名	氏 名	支部名	摘 要
会 長	佐々木 孝 典	青 森		理 事	石 倉 伸 一	十 和 田	調 査 企 画 委 員 長
副 会 長	藤 田 光 雄	青 森		〃	村 館 珠 樹	八 戸	研 修 副 委 員 長
〃	中 村 甲子男	八 戸	総 合 労 働 相 談 所 長	〃	畑 中 伊与吉	む つ	
専務理事	高 地 豊 人	弘 前		〃	境 谷 誠	五所川原	
理 事	葛 西 一 美	青 森	綱 紀 委 員 長	監 事	阿 部 由 一	青 森	
〃	鳴 海 孝 仁	青 森	財 務 委 員 長	〃	山 岸 孝 行	十 和 田	
〃	油 川 安 孝	弘 前	研 修 委 員 長	名誉会長	福 士 鐵 雄	青 森	
〃	坂 下 武 治	八 戸	総 務 広 報 委 員 長	顧 問	齋 藤 一 雄	弘 前	

政治連盟の新役員体制

去る6月7日開催されました平成17年度の青森県社会保険労務士政治連盟定期大会において、任期満了に伴う役員選挙が行われ、次の新役員が選出されました。

役職名	氏 名	所 属	役職名	氏 名	所 属
会 長	葛 西 一 美	青 森	幹 事	油 川 安 孝	弘 前
副 会 長	榊 秀 雄	青 森	〃	長 内 芳 昭	弘 前
〃	中 村 甲子男	八 戸	〃	坂 下 武 治	八 戸
〃	境 谷 誠	五 所 川 原	〃	杉 本 秀 俊	む つ
幹 事 長	中 田 宇 宣	八 戸	監 事	福 士 孝	青 森
副幹事長	石 倉 伸 一	十 和 田	〃	中 村 律	八 戸
幹 事	成 田 光一郎	青 森	名誉会長	福 士 鐵 雄	青 森
〃	木 村 勝 嗣	青 森	顧 問	相 馬 鋁 一	弘 前

研修会開催

継続雇用助成金・安全衛生管理・労働基準法

と き 平成17年2月3日(木)

と ころ ホテル青森

受講者数 84名

研修テーマ・講師

- 継続雇用制度と共同就業助成金について

講師：社団法人青森県高年齢者雇用開発協会

間山茂氏 / 柴田進氏

- 安全衛生管理のあり方

講師：青森労働局労働基準部

安全衛生課長 泉山 徹氏

- 改正労働基準法の留意点

講師：青森労働局労働基準部

監督課長 児屋野 文男氏

諸 会 議

平成16年度第2回三役会議

と き 平成17年2月2日(木)

議 題 長期計画検討委員会の答申について

総合労働相談所相談員打合せ

と き 平成17年3月2日(木)

議 題 今後の総合労働相談所運営について

平成16年度第2回常任理事会

と き 平成17年3月23日(木)

議 題

1. 平成17年度事業計画案について
2. 平成17年度予算案について
3. 支部総会の日程について

4. 関係機関委嘱状況について

5. 各委員会報告について

6. その他

平成17年度第1回理事会

と き 平成17年4月27日(木)

議 題

1. 平成16年度事業報告(案)について
2. 平成16年度決算(案)について
3. 平成17年度事業計画(案)について
4. 平成17年度予算(案)について
5. 会則の一部改正案について
6. 総会における役割分担について
7. その他

平成17年度第2回理事会

と き 平成17年6月7日(火)

議 題 役員選挙

平成17年度第1回三役会議

と き 平成17年6月20日(月)

議 題 理事会提出議案の検討について

平成17年度第3回理事会

と き 平成17年6月29日(木)

議 題

1. 平成17年度事業計画について
2. 役職の分担について
3. その他



平成17年度労働関係中央研修開催のご案内

全国社会保険労務士会連合会では、本年度も社会保険労務士の人事・労務管理の相談・指導業務に関する知識の深耕とスキルの向上を図るため、厚生労働省の協力を得て、標記研修を下記のとおり開催いたします。

本年度は、これまでご好評をいただきました中小企業の経営のあり方、賃金の法律知識に加え、個人情報保護関係、これからの人事・労務管理などを中心に企画いたしました。会員の皆様の積極的な参加をお待ちしております。

* 募 集 要 項 *

1. 主 催

全国社会保険労務士会連合会

2. 受講対象者

所属都道府県会会長の推薦を受けた者

3. 期 間

平成17年10月6日(木)～10月9日(日)

3泊4日(合宿制)

4. 場 所

国際能力開発支援センター

(千葉県千葉市美浜区ひび野1-1)

5. 科 目

◎労働基準行政の現状と課題(2時間)

◎職業安定行政の現状と課題(2時間)

◎社会保険労務士と個人情報保護への対応

①雇用管理ガイドライン等のポイント
(2時間)

②取得情報管理と顧問先指導の

ノウハウ

(1時間)

◎中小企業経営の新戦略

①競争社会の企業理念(2時間)

②新たな中小企業政策を踏まえて

(2時間)

◎賃金の法律知識(4時間)

◎2007年問題とこれからの人事・労働管理

①高年齢者雇用安定法と65歳への定
年延長
(3時間)

②人事・賃金制度の課題と改善策

(3時間)

(総講義時間数は21時間程度。科目
等は変更される場合があります。)

6. 受 講 料 45,000 円

(教材費、宿泊費、食事代を含む。)

7. 定 員 80 人

8. 申込締切日 平成17年8月29日(金)

(推薦希望者は、所属都道府県会に
連絡してください。)

9. 申込・問合先 所属都道府県会

社会保険労務士賠償責任保険特約加入 個人情報漏えい保険制度

(個人情報漏えい保険)

全国社会保険労務士会連合会会員専用の商品です。

全国社会保険労務士会連合会の社会保険労務士賠償責任保険にご加入いただいている方がご加入いただけます。

個人情報漏えい保険の概要

個人情報が入り、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害と、謝罪広告掲載費用やお詫び状作成費用等、被保険者が事故対応のために支出した費用損害について、保険金を支払う保険です。



取扱代理店

有限会社エスアールサービス

住所：〒103-8346

東京都中央区日本橋本石町3-2-12

社会保険労務士会館

電話：03-6225-4873

詳しい資料は、県会事務局にご請求下さい。

電話 017-773-5179

FAX 017-775-1428

メールアドレス jimukyoku@sr-aomori.info

支 部 だ よ り

各支部の総会が終了し、次の方々が、役員となりました。

	青 森	弘 前	八 戸	む つ	十 和 田	五 所 川 原
支 部 長	佐々木孝典	高地 豊人	坂下 武治	畑中伊与吉	山岸 孝行	境谷 誠
副支部長	藤田 光雄	油川 安孝	菊池 進	杉本 秀俊	赤崎 健一	山崎 博見
幹 事	福沢 雅子	長内 芳昭	村館 珠樹	二本柳雅哉	増渕 敏雄	三国日出夫
〃	田名邊 収	佐藤久美子	中 村 律	川端 広毅	岡田 寛視	檜 川 智
〃	上村 隆朗	秋田 節子	石橋 一恭	畑中 浩美	若松 陽子	
〃	葛西 康也					
監 事	木村 勝嗣	平野 哲男	出貝 秋彦	齋藤 幸子	織川 貴司	鹿内 雅信
〃	伊藤 鐵男	大澤 久子	飯田 由紀		鳥谷部康信	鈴木 幹雄



お 知 ら せ

○行政に提出する書類の中で添付書類又は提示を省略できる制度があります。

社会保険では、

社会保険業務簡略化制度

雇用保険では、

雇用保険照合事務省略制度

があります。

詳しくは、各支部長へおたずねください。

○県会ホームページの「今月の予定」のページは、携帯からも閲覧できます。

○現在、県会ホームページに全会員の名簿を掲載しております。

個人情報保護法の施行もあり掲載をとりやめてほしい方は、ご面倒でも事務局まで連絡ください。氏名だけ等一部掲載も差し支えございません。

訂正、取り消しを希望される方は処理の都合上**8月31日(木)**までに事務局へ連絡ください。

以後は、随時受付します。

事

務

局

だ

よ

り

【会員の動き】

平成17年7月10日現在会員数

支部名 会員種別	青 森	弘 前	八 戸	む つ	十和田	五所川原	合 計
開 業	56	26	43	5	14	12	156
非 開 業	13	8	9	3	6	1	40
合 計	69	34	52	8	20	13	196

【入 会 者】

氏 名	種 別	開業日	住 所	電 話
齋 藤 晃 史	非開業	16.12.15	〒035-0096 むつ市大字大湊字水上ノ内薪取道49-70	0175-24-3833
工 藤 啓	非開業	17. 1. 1	〒030-0914 青森市岡造道3-5-5	017-743-1062
坂 田 貞 子	開 業	17. 2.15	坂田社会保険労務士事務所 〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山440-1	0173-57-4410
小 原 大 治	非開業	17. 6. 1	〒036-0302 黒石市油横丁21-4 木村方	0172-52-2593
木 村 賢 司	開 業	17. 7. 1	オフィス リーガル アシスタント 〒038-0032 青森市里見2-4-15	090-9374-4366

【退 会 者】

氏 名	支 部	種 別	退会日	氏 名	支 部	種 別	退会日
西澤 敏朗	青 森	非開業	17. 3.12	藤田 守武	五所川原	開 業	17. 3.31
横山 実照	弘 前	開 業	17. 3.31	阿部由美子	青 森	開 業	17. 4.20
相馬 俊憲	弘 前	開 業	17. 3.31	一戸 知史	弘 前	非開業	17. 5.20
澤田日出美	五所川原	開 業	17. 3.22				

【種別変更】

氏 名	支 部	種 別	名 称 ・ 住 所	電 話	変 更 日
前田 耕治	八 戸	非開業→開業	社会保険労務士 前田事務所 〒031-0001 八戸市類家3丁目13-14	0178 24-1745	17. 6.15

【諸 変 更】

氏 名	変 更 内 容	変 更 日
葛 西 一 美	事務所所在地 〒030-0843 青森市浜田 2 丁目 9-8	16 年 11 月
葛 西 一 栄	事務所所在地 〒030-0843 青森市浜田 2 丁目 9-8	16 年 11 月
前 田 知 紀	事務所所在地 〒030-0843 青森市浜田 2 丁目 8-4	16 年 11 月
竹 中 直 子	自宅住所 〒030-0861 青森市長島 4-23-4-1302	16 年 12 月
工 藤 敏 啓	事務所所在地 〒031-0834 八戸市桜ヶ丘 2 丁目 24-18	17 年 1 月
鳥 守 雅 之	事務所所在地 〒031-0072 八戸市城下 4 丁目 9-5	17 年 4 月
中 誠太郎	事務所所在地 〒039-2241 八戸市大字市川町字尻引堤沢 31-35 TEL 0178-20-3661	17 年 4 月
十日市 次 男	事務所所在地 〒031-0114 八戸市南郷区大字中野字沢向 8-11	17 年 3 月
鳥井本 隆	事務所所在地 〒039-0201 三戸郡田子町下田子 46 TEL 0179-32-4611	17 年 4 月
平 野 哲 男	事務所所在地 〒036-8232 弘前市城南 2 丁目 6-4 TEL 0172-36-3014	17 年 4 月
小 松 君 造	事務所所在地 〒030-0802 青森市本町 5 丁目 4-1-102	17 年 4 月
石 塚 博 嗣	支部移動 弘前 → 青森 〒038-1311 青森市浪岡大字浪岡字若松 153-24	17 年 4 月
佐 藤 博 子	事務所所在地 〒036-8094 弘前市外崎 4 丁目 2-3 TEL 0172-29-5488	17 年 5 月
山 本 文 吉	自宅住所 〒031-0834 八戸市桜ヶ丘 4 丁目 13-9	17 年 1 月
福 田 靖 一 (非開業)	支部移動 十和田 → 五所川原	17 年 7 月

会員参加を合言葉に楽しい紙面づくりをすすめていきたいと考えています。
会員の皆様からのたくさんの投稿をお待ちしております。

(広報委員会)

編集後記

今年度の通常総会が無事終了しました。理事定数削減により委員会も改廃され、役員の負担も大きくなるが活躍を期待したい。

会報の紙面充実は歴代委員長の懸案であったと思うので、皆さんの投稿に期待しながら「他力本願」でがんばります。

(新・総務広報委員長 坂下)